

1 生涯学習の推進

(1) 生涯学習の推進体制

ア 長野県生涯学習審議会

設置根拠：生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条及び
長野県生涯学習審議会条例第1条に基づき、平成3年に設置。

設置目的：県教育委員会又は知事の諮問に応じ、生涯学習に資するための施策の総合的な
推進に関する重要事項を調査審議する。

答 申：「新しい時代にふさわしい長野県の生涯学習振興のあり方について」平成21年
10月に答申。

※平成20年の第8期審議会から進めてきた「新しい時代にふさわしい長野県の生涯学習の
あり方について」の提言と検証が終了したのを受け、平成26・27年度は休会としていた
が、次期教育振興基本計画等の策定に向け、平成29年1月に第11期審議会委員を委嘱し、
平成28年度及び29年度に3回開催した。

※第11期審議会委員は任期が平成31年1月24日に終了となっており、令和元年度は審議
会委員を委嘱していない。

イ 長野県生涯学習推進本部

設置根拠：生涯学習関連事業の総合的な企画及び調整を行うため、平成3年に設置。

設置目的：①「生涯学習推進関連事業の概要」の作成

生涯学習を推進するための基礎資料及び学習情報資料として、各部局が実施す
る生涯学習関連事業についてとりまとめ、県のホームページで公開した。

②「生涯学習月間」の設定

県民の生涯学習に対する意識の高揚を図り、多様な学習活動が活発に展開され
るよう、11月を「生涯学習月間」と定め、生涯学習の普及啓発に努めた。

実施内容は(2)のとおり。

(2) 生涯学習の普及啓発

令和元年度「生涯学習月間」

ア 実施期間 令和元年11月1日～11月30日

イ 実施内容

(ア) 月間の周知・広報

- ・懸垂幕の掲出
- ・インターネットへの掲載（県HPなど）
- ・県庁舎内展示の実施（11月5日～15日）

(イ) 関係機関・団体等の取組促進

- ・ 県・市町村：講座・教室・体育祭・地区文化祭などの開催等
- ・ 学校：学校開放講座の実施、施設の一般開放等
- ・ 社会教育関連団体：構成員への生涯学習活動奨励、県民への学習機会の提供等

(3) 子どもの読書活動の推進

平成 13 年 12 月、「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、都道府県における「子ども読書推進計画」の策定（努力義務：第 9 条）が定められた。

国において平成 20 年に新たに「第二次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定したのに伴い、県では、「第 2 次長野県子ども読書活動推進計画」（平成 21 年度～）を策定し、子どもたちの読書活動を推進してきた。

平成 30 年、国の「第四次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の策定に伴い、令和元年度に長野県子ども読書活動推進会議を開催し、概ね 5 年間の計画期間となる「豊かな読書を子どもたちに～発達段階に応じた取組～」を基本理念とする「第 4 次長野県子ども読書活動推進計画」を策定し、今後計画を推進していくところである。